

## 部活動指針

1. 兵庫県教育委員会の運動部活動に係るガイドライン「[いきいき運動部活動（4訂版）](#)」の趣旨にそって、各部で休養日を設定するなど適切な部活動運営に取り組む。
2. 文化部については、運動部に準じる。